

2026年6月18日

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会
教員養成部会
部会長 秋田喜代美殿 貞弘斎子殿

広げよう!子どもの権利条約キャンペーン
共同代表 甲斐田万智子、喜多明人、野村武司

次期学習指導要領改訂に向けた要望

論点整理で、「主体的・対話的で深い学び」の実現や「多様性の包摂」を支える前提として、教師が学びをデザインする高度専門職であることが位置づけられており、教育の質は教師の専門性に大きく依拠することが示されています。また、子どもが安心して学び、意見を表明し、対話や協働を行うためには、心理的安全性の確保が学習の基盤として不可欠であるとされたことは大変重要です。

これらを実現するためには、教員養成カリキュラムおよび教員研修において、子どもの権利条約への深い理解とその教授力を身につける機会を確保することが不可欠です。

さらに、教育課程の実施に当たっては、教師の過度な負担を軽減し、持続可能な教育環境を整備する観点から、「余白」の創出や実現可能性の確保が重要であることが指摘されています。これらを踏まえると、子どもの権利に基づく教育の実現は、新たな業務の付加としてではなく、むしろ教育実践の質を高め、教員と子どもとの関係性を安定させる基盤として位置づけることが重要です。

子どもの意見が尊重され、対話が成立する関係性の中では、学級経営の安定や子どもの主体的な学びが促進され、結果として教員の指導上の困難感や負担感の軽減、教師のエンパワメントにもつながることが期待されます。

要望1 すべての教員が担当科目において子どもの権利に基づいた教育を行うことができるように、また、子どもの権利を保障する学校運営を行えるように教職課程コアカリキュラムで子どもの権利に基づく教育、および、子どもの権利教育を必修科目にしてください。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査(2022)によると、内容までよく知っている教員の割合は5人に1人です。子どもの権利を教える取組をしていないと答えた教員は約半数に上ります。

海外では「教師教育は、子どもの権利教育を実行するための最重要行動分野として認識されている。」(注1)と記されていますが、日本の教員養成カリキュラムにおいても子どもの権利、権利条約を位置づける必要があります。令和4年に改訂された生徒指導提要にも、生徒指導の基礎は子どもの権利条約とこども基本法と記されています。

子どもが主体の学びとなるように児童生徒が自分で学びを選び、計画し、自己評価できるような教育方法を教員養成カリキュラムに入れてください。教員が児童生徒を評価するのではなく、児童生徒との対話を通じ、教員が子どもの最善の利益を優先しているか自己評価を繰り返す評価方法を教職課程で学べるようにしてください。

【根拠】

『生徒指導提要』(改訂版)で、子どもの権利条約に関する理解が「教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須」だと強調されている。

教職員等の十分な研修機会の確保については、「人権教育・研修に関する国連宣言」にも国家の義務として定められている(第7条)ほか、国連・子どもの権利委員会「日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総

括所見」(2019年、パラ13)においても勧告されている。

要望2 子どもに権利と義務があるという誤解をなくし、子どもが権利保有者であり、責務履行者であるおとなに権利を主張できる子どもの権利に基づくアプローチについて教職課程カリキュラムに含めてください。

子どもの権利条約が批准された1994年に文部省から出された通達によって子どもは権利という前に義務を果たさねばならないという誤解を持っている教員が多いと言われています。子どもが権利を行使する際に義務を果たすことが条件とならないことを教員が学ぶようにしてください。

一方で、教員は、児童生徒が、自らの権利と他者の権利を尊重する責任を理解し、他者の権利を侵害せず、尊重した行動をとれているかを振り返ることができるような教育を行えるようなカリキュラムをつくってください。

要望3 すべての教員が子どもの意思、気持ちを理解できるように傾聴する力や観察する力を教職課程で学ぶことができるようにしてください。

中央教育審議会教員養成部会ワーキンググループの中間まとめ「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について」によると、教員養成カリキュラム改革で新しく「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」が盛り込まれていますが、そのためには子どもが意見や見解を表現しやすい環境をつくり、表現された意見や見解を言語、非言語を含め傾聴し、観察によって読み取る力が必要です。そのようなスキルを教職課程で習得できるようにしてください。

要望4 心理的安全性の確保が学習の基盤となるよう、教員が子どものセーフガーディングの知識を得られるように教員養成カリキュラムに入れてください。

論点整理では、「主体的・対話的で深い学び」の実現や「多様性の包摂」を支える前提として、教師が学びをデザインする高度専門職であることが位置づけられており、教育の質は教師の専門性に大きく依拠することが示されています。また、子どもが安心して学び、意見を表明し、対話や協働を行うためには、心理的安全性の確保が学習の基盤として不可欠であるとされています。

さらに、教育課程の実施に当たっては、教師の過度な負担を軽減し、持続可能な教育環境を整備する観点から、「余白」の創出や実現可能性の確保が重要であることが指摘されています。これらを踏まえると、子どもの権利に基づく教育の実現は、新たな業務の付加としてではなく、むしろ教育実践の質を高め、教員と子どもとの関係性を安定させる基盤として位置づけることが重要です。

子どもの意見が尊重され、対話が成立する関係性の中では、学級経営の安定や子どもの主体的な学びと子どものエンパワメントが促進され、結果として教員の指導上の困難感や負担感の軽減、教師のエンパワメントにもつながることが期待されます。

子どもが安心して学び生活できる心理的安全性が得られる環境を学校全体でつくるように子どものセーフガーディングを学ぶカリキュラムを教職課程に組み入れてください。

【根拠】

学校・教育環境そのものが人権を尊重する環境である必要性は、国連・子どもの権利委員会「一般的意見第1号：第29条1項 教育の目的」(パラ15、19)や「人権教育のための世界計画」第5段階の行動計画の「D：実現のための環境」でも指摘されている。

イギリス、オーストラリア、カナダでは、子どもへの暴力、虐待、いじめ、性的搾取、差別、オンライン被害、おとなによる不適切な関わりなどを未然に防ぐために、子どものセーフガーディングを「子どもの安全・尊厳・権利を包括

的に守る仕組み」として制度化している。

要望5 多様な子どもを包摂するために障害や病気のある児童生徒を含むすべての子どもたちを対象に「社会モデル」の考え方を教員養成カリキュラムに含めてください。また、外国にルーツをもつ子どもたちへの差別を防止し、真の共生社会を学校現場からつくっていきけるよう、多様な背景をもつ子どもたちの実情について学ぶカリキュラムを教職課程に組み入れてください。

多様な背景、特性をもつ子どもたち同士がどのように互いの尊厳と権利を守っていきけるかを早期から学ぶことは、補助的な教育活動として行うものではなく、教育そのものの目的といえます。「マイノリティ」の子どもたちの現実への理解を教員が深められるような内容を教職課程に組み込んでください。

マイノリティの子どもたちが直面している困りごとの原因を個人ではなく社会や環境（今のふつう・バリア）の方に求め、社会や環境を変えることで解決していこうという考え方を教員が児童生徒に教えられるようにしてください。

【根拠】

国連・子どもの権利委員会「日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見」においても、「周縁化された様々な集団に属する児童に対する社会的差別が根強く残っていること」を懸念し、「アイヌを含む民族的少数者の児童、被差別部落出身の児童、韓国・朝鮮人（Korean）等の日本国籍以外の児童、移住労働者の児童、LGBTIの児童、婚外子並びに障害児に対する実質的な差別を減らし、防止するために、意識啓発プログラム、キャンペーン及び人権教育を含む措置を強化すること」と勧告を受けている（2019年、パラ17,18）。教育現場において、多様な背景、事情を抱えるすべての子どもたちが自身の存在を否定しないで済む環境づくりが求められている。

また、子どもの権利条約第29条では、児童の教育が指向すべき内容として「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。」と謳っている。日本においても長年にわたり多くの外国にもつながる子どもたちが暮らしてきたが、そもそも外国にもルーツをもつ子どもたちがどのような背景をもつ子どもたちのことを指すのか、言語面以外でどのような課題に直面しているのか、そしてその権利をどのように守ることができるかについて、教員が体系的に学べる手段が不足している。注1 勝野正章（2026）「教員養成のカリキュラムの課題と展望」（26カ国中16カ国で、部分的もしくはすべてのカリキュラムで子どもの権利教育が必須とされている）

注1 勝野正章（2026）「教員養成のカリキュラムの課題と展望」（26カ国中16カ国で、部分的もしくはすべてのカリキュラムで子どもの権利教育が必須とされている）